

緊急情報の伝達手段を強化しています

災害・避難情報緊急速報メールの運用開始

市内に大規模な災害の発生や、発生する危険性が高いとき、防災行政無線で緊急情報を伝えるだけでなく、携帯電話にも緊急速報メールを配信します。

災害・避難情報緊急速報メールの特徴

携帯電話3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)の携帯端末で受信が可能です(緊急速報メールの受信機能を備えた携帯電話が必要)。

お持ちの携帯電話機の緊急速報メール受信機能については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

通話や通信中は受信できないこ

とがあります。受信可能エリアが市内に限定されます。

電波状態によっては、市内でも受信できないことがあります。受信登録手続きや通信料金は必要ありません。

緊急速報メールを受信した端末の画面に、送信内容が自動的に表示されます。

緊急速報メールの配信内容 避難勧告や避難指示など、緊急性の高い大規模災害の情報を配信します。すでに運用中の「あきる野安心メール」で配信している出火報や迷い人などの情報は、配信しません。

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます

次の番号に電話をかけると、防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

☎558-7777

放送の24時間後まで、聞くことができます。

夕方のチャイムや下校時の放送など、定期的に放送しているものは除きます。

問合せ 地域防災課防災安全係

あきる野安心メールもご利用ください

市内で起きた火災を含む防災情報や防犯情報などをメールでお知らせします(通信料がかかります)。

登録の方法

QRコードを携帯電話で読み取るか、宛先アドレスにakiruno2-entry@tk.e-msg.jpを直接入力して、空メールを送信してください。

折り返し登録確認メールが届いたら、そのまま何も変えずに返信してください(ソフトバンクは、引用返信)。

最後に登録完了メールが届けば手続き完了です。

迷惑メール対策の設定で、メールが届かない場合があります。設定方法は、各携帯電話会社にお問い合わせください。

問合せ メール配信システムについて... 市長公室

メールの内容について... 地域防災課防災安全係



高額医療・高額介護合算制度のお知らせ



高額医療・高額介護合算制度は、健康保険と介護保険の両方の制度での自己負担額(1)の合計が世帯(2)で高額になり、限度額(表)に500円を超した金額を超えた場合、超

えた部分の金額について、それぞれの保険から支給される制度です。ただし、健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象になりません。対象となる期間は、平成22年8月から平成23年7月までの12か月間です。

支給申請などの受付は、平成23年7月31日現在加入していた健康保険(3)が窓口になります。1:食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象外 2:同じ健康保険に加入している家族が対象 3:被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険などの医療保険 対象となる期間に、あきる野市の国民健康保険と

介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入し、変更のなかった方 対象の方には、健康保険から2月上旬に勧奨通知を送付します。必要事項を記載し、保険年金課へ提出してください。平成23年7月31日現在、社会保険や国保組合に加入していた方 当時加入の健康保険に、「介護保険自己負担額証明書」を添えて申請する必要が異なります。詳しくは、それぞれの健康保険にお問い合わせください。対象となる期間に転入、就職、退職などで健康保険が変わった方 申請を受け付ける健康保険は、平成23年7月31日現在加入している健康保険です。以前加入していた介

護保険や健康保険から「自己負担額証明書」を取り寄せて、申請してください。自己負担額証明書の交付申請 健康保険に異動があった場合や介護保険の「自己負担額証明書」(4)が必要な方は、健康保険証(介護保険証)は、振込先の口座番号がわかるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)をお持ちの上、窓口で手続きしてください。4:証明書の発行は、介護保険は2週間程度、国民健康保険と後期高齢者医療保険は2か月程度の後に送付します。

問合せ 保険年金課高齢者医療係、高齢者支援課

表 高額医療・高額介護合算医療制度の限度額

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳~74歳)	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳未満を含む)
現役並み所得者		67万円	126万円
一般		56万円	67万円
住民税非課税世帯	低所得	31万円	34万円
	低所得	19万円	

小規模等 随意契約希望事業者 登録の受付

市では、少額の随意契約(単価契約含む)を希望する事業者を対象に、小規模等随意契約希望事業者登録の受付を行います。この登録では競争入札に参加できませんので、競争入札に参加を希望する事業者は、インターネットを利用した東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札参加資格申請を行ってください。

登録受付 受付開始日: 2月1日(水) 受付時間: 午前9時~正午、午後1時~5時 受付場所: 契約管財課 対象 市内に本店がある事業者 申込書類の配布 2月1日(水)から契約管財課で配布(市ホームページからダウンロードも可) 資格有効期間 4月1日~平成25年3月31日 問合せ 契約管財課 管財係(直通558-1390)

国民年金

お得な口座振替の前納申込みはお早めに



国民年金保険料は、1年度分(4月~翌年3月分)、半年分(4月~9月分)、10

市長コラム

No.41

年明けの仕事始めの時に、天皇皇后両陛下が

あきる野市にご視察にお越しになるという連絡がありました。

私は両陛下にご覧頂くよな所があるのだろうか、これは大変なことになったと思いましたが、その内に視察場所は五日市郷土館であることが知らされました。

ご視察当日は、朝から雨模様で心配しましたが、両陛下がご越しになられた時間帯は幸いにも雨は止んで、沿道で市民の方々が小旗を振り手を振って歓迎してくれました。私は郷土館前でお迎えし、高まる緊張感の中で挨拶を申し上げ、案内のため館内へ先導に立ちました。

一番先に郷土の誉れである萩原タケ女史について「明治6年生まれで日本赤十字社の看護婦として世界

あきる野市長 白井 孝

的にも活躍され、日本最初のナイチンゲール記章を授けた人」と説明しました。皇后さまは良くご存知で、逆に「萩原タケさんの妹さんは女官として長く宮中にお勤めされました」と私達にお話しされました。

次に化石コーナー、軍道紙コーナー、民具の展示コーナーを熱心にご覧になりました。五日市憲法草案には特に関心を持たれ、明治14年に千葉卓三郎によって書かれた憲法草案が山深い深沢家の朽ちた土蔵から奇跡的に発見されたこと、三多摩自由民権運動の象徴として貴重なもの」と説明しました。陛下はその民主的な条文などをお読みになり、お二人で、それを確認しておられた姿がとても印象的でした。

天皇皇后両陛下にご見学して頂いたことの意義は誠に大きく、これを誇りとして、これからのまちづくりに生かしたいと決意を新たにいたしました。

既に口座振替で前納している方で、振替内容の変更を希望しない場合は申し込み不要です。窓口 預貯金口座がある金融機関の本・支店が年金事務所(市役所では申し込みできません) 持ち物 年金手帳、預金通帳、金融機関の届出印

問合せ 青梅年金事務所(0428-303410) 保険年金課年金係